2）四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

3）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

4）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

5）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

1）平成15年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下「同種工事」という。）における施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）

・下記の㋐及び㋑の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　橋梁下部工の基礎型式がニューマチックケーソン（脚付ニューマチックケーソン含む）の工事で、同一工事において圧気圧が2.5気圧以上、作業室面積が100㎡以上の施工実績を有すること。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

㋐及び㋑は同一工事でなくても良いが、別工事の場合は㋐の条件を満たす工事と㋑の条件を満たす工事の実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

2）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

3）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　６(1)１）の認定（６(1)１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６(1)１）の認定を受けていない構成員が６(1)１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６(1)１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６(1)１）の認定又は６(1)１）の一般競争参加資格がないとの認定（６(1)１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成31―32年度　肱川橋下部（Ｐ１、Ｐ２）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成31・32・33年度（2019・2020・2021年度）において独立行政法人国際交流基金（本部、日本語国際センター及び関西国際センター）の契約に係る競争参加者資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

なお、当基金では、平成31・32・33年度（2019・2020・2021年度）全省庁統一資格を有する者については、物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けについて当基金の競争参加資格を有しているとみなしますので、個別の申請は不要です。

平成31年1月22日

独立行政法人国際交流基金

契約担当職　理事　櫻井　友行

◎調達機関番号　573　◎所在地番号　13

1　申請できる契約の種類　総合建設工事及び総合建設工事以外の工事に係るもの

2　対象事業所

⑴　〒160―0004 東京都新宿区四谷４－４－１ 独立行政法人国際交流基金　本部 （※申請受付は本部のみで行います。）

⑵　〒330―0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和５－６－36 同　日本語国際センター

⑶　〒598―0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３－14 同　関西国際センター

3　申請の時期　平成31年２月４日から平成31年２月28日（平成31年２月28日消印有効）

なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りではない。

4　申請書の入手方法　当基金所定の「競争参加資格登録申請書」（以下「申請書等」という。）は、原則として当基金ウェブサイトにアクセスして申請書を出力して使用すること。

5　申請書の提出方法　競争参加資格申請は、次の申請書等の関係書類を当基金本部会計課に原則として本社が提出すること。提出は原則として郵送（書留郵便又は配達記録郵便）とする。ただし持参する場合の受付時間は10時から17時（12時30分から13時30分を除く。）とする。

⑴　競争参加資格登録申請書

⑵　経営事項審査結果通知書の写し

⑶　工事経歴書

⑷　営業所一覧表

⑸　建設共同企業体協定書の写し（同企業体として申請する場合）

⑹　納税証明書その３の３（消費税および法人税につき未納の税額がないことを証明したものであること。写しによる代用可）

⑺　返信用封筒（82円切手を貼付し送付先を明記のこと。）

㈱　測量・建設コンサルタント等の分野については全省庁統一資格審査の「役務の提供等の３調査・研究」に登録すること。